

療養費の支給対象となるはり師、きゅう師の施術

Q 1 療養費の支給対象となるはり師、きゅう師の施術を教えてください。

A 1 はり師、きゅう師の施術において、療養費の対象となる疾病は、慢性病であって医師による適切な治療手段のないものとされており、主として神経痛・リウマチなどで、医師が医学的見地からはり師、きゅう師の施術を受けることを認め、これに同意した場合が支給対象となります。

Q 2 療養費の支給対象なる病名とは具体的にはどういう病名ですか。

A 2 療養費の支給対象となる病名は次の通りです。

- 1 神経痛
- 2 リウマチ
- 3 頸腕症候群
- 4 五十肩
- 5 腰痛症
- 6 頸椎捻挫後遺症
- 7 神経痛やリウマチと同一の慢性的な疼痛を主病とする病名

Q 3 上記の病名での、医師の同意が必要とのことですが、同意を証明する書類とは、どのようなものですか。

A 3 次の内容を記載した医師の同意書が必要です。

- 1 患者の住所、氏名、生年月日
- 2 病名
- 3 発症年月日
- 4 施術同意年月日
- 5 病院名、所在地、医師氏名、同意医師の押印
押印は、医師の署名でも差し支えありません。

Q 4 同意書は、いくらぐらいかかりますか。

A 4 同意書の費用は 1,000 円ですが、保険給付の対象になりますので、保険証の患者負担割合に応じて、患者負担割合が 1 割の場合は 100 円、3 割では 300 円になります。

Q 5 同意書には期限はあるのでしょうか。

A 5 同意書には期限があります。その期限は次のようになります。
同意書に治療を受けることが出来る期間の記載がある場合はその期間内ですが、3ヶ月を超えて治療を受けることはできません。

Q 6 はり・きゅうを受ける治療院は、どこでもいいのでしょうか。

A 6 保険所に届け出を行った治療院のみが対象です。
また、その治療をするはり師、きゅう師も免許証を取得し、保健所に届け出を行ったはり師、きゅう師が対象となります。
はり・きゅうの金額は、厚生労働大臣の定めた金額での治療となりますので、医師の同意書を提示のうえ予め、「保険治療が出来るのか」確認のうえ、はり・きゅうの治療を受けてください。

Q 7 医師の同意書を頂きましたが、現在、腰痛症がひどく治療院への通院が出来ません。自宅で治療を受けることはできますか。

A 7 はり師、きゅう師が訪問することを療養費では、往療とといいます。
往療料は、歩行困難等、治療院に通ってはり・きゅうを受けることがやむを得ない理由により出来ない場合に対象となります。
また、治療院から片道16キロメートルを超える往療については、往療を必要とする絶対的な理由がない場合は、往療料は全額患者負担となります。
なお、往療を必要とする絶対的な理由とは、周辺に病院等が全く存在しないため治療の必要上やむを得ない場合をいいます。

Q 8 「腰痛症」で、病院での治療とはり・きゅうの治療を併用することは出来ますか。

A 8 認められません。療養費は、同一病名における病院での治療との併用は認められません。

Q 9 医師の同意のもとはり・きゅうを受けていたのですが、病院に入院することになりました。入院中に引き続きはり・きゅうを受けることは出来ますか。

A 9 引き続いて治療を受けることは出来ません。病院に入院した場合は、病院が患者の医学的管理をするので、はり師、きゅう師による治療は、受けることはできません。